

上山市長 山本幸靖様
上山市議会議長 大沢芳朋様

上山市監査委員 大和 啓
上山市監査委員 枝松 直樹

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、次のとおり監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の基準

上山市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査等の種類

財務監査（地方自治法第199条第1項）及び行政監査（同条第2項）。

3 監査等の対象 市民生活課

4 監査期日 令和6年9月9日

5 監査等の着眼点

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。令和6年度上山市監査計画の「2 監査の実施方針」により行った。

6 監査等の実施内容

諸帳簿及び資料のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取して行った。

7 監査等の結果

監査の対象となった事務は、概ね適正と認めた。

なお、主なる所見は次のとおりである。

(1) 主なる所見

市民生活と密接に関わり多岐にわたる業務を市民目線で適正かつ丁寧に対応されていることを高く評価する。今後とも、組織として効率的かつ効果的に事務事業が執行されるよう業務改善を図りながら、市民が快適に住みやすいと感じる行政サービスを推進されたい。